

「元気づくり・地域づくりコーディネーター事務」仕様書
(案)

1. 事業説明

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの一環として、「高齢者が地域で自分らしく暮らす」ための環境整備を推進するため、市内の小中学校区を単位として「元気づくり・地域づくりコーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）」を設置し、地域特性に応じた活動の展開を図るものである。

2. 業務内容

(1) 地域課題の把握

- ① 「元気づくり・地域づくり会議」への出席
- ② 地域住民、圏域基本事務実施者などとの情報交換

(2) プラン立案・調整・進捗管理・モニタリング

- ① 地域課題解決のためのプラン立案
- ② プラン実現に向けての調整及び進捗管理
- ③ プラン実現後のモニタリング・調整
- ④ 「元気づくり・地域づくり会議」への報告・意見交換

(3) 報告

- ① 各協議体間の情報交換を行う。

3. 従事者

事業の実施にあたっては、生活支援コーディネーター養成研修を受講した者を1名以上配置することが望ましい。

また、地域住民や関係機関等の連携・調整の窓口となる職員名を公表するとともに、従事者間で連携し、流動的に対応できる体制整備を行うこと。

4. 実績報告

事業の成果を記載した実績報告書等、次の書類を作成すること。

作成した毎月報告は、年度の半期（9月30日）及び委託期間満了日（3月31日）の翌月10日までに提出すること。

なお、年度途中に、発注者から実績を確認するための報告を求められた場合は、速やかに提出すること。

報告書類は、次のとおりとする。

- ① コーディネーター活動記録簿
- ② プラン進捗管理表

5. 個人情報保護

本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務の実施によって知り得た秘密を他の目的に使用しないものとする。契約期間が終了した後においても同様とする。

業務の範囲内において個人情報の保護に関する法律、及び枚方市個人情報保護条例（平成 29 年枚方市条例第 39 号）その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守しなければならない。また、関係法令、関係省庁の作成した個人情報の保護に関するガイドライン等の趣旨に沿った措置を講ずるよう努めるものとする。

※枚方市個人情報保護条例に関する記載内容については、個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項の規定の適用及び枚方市個人情報保護条例の廃止に伴う条項の見直しを予定している。

6. その他

事業の遂行にあたり、不明瞭な点については事前に市と協議すること。